

出荷制限指示後の管理の考え方

－野生きのこ－

野生きのこの出荷管理等については、沼田市、嬭恋村、高山村及び東吾妻町と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域からの出荷防止対策

(1) 採取者対策

県は、野生きのこの出荷制限が指示された、沼田市、嬭恋村、高山村及び東吾妻町の協力を得て、当該市町村における採取者に対し、出荷制限区域内における一切の出荷を行わないよう周知するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

当該市町村の直売所、県内の卸売市場等に対し、出荷制限区域内の野生きのこを扱わないこと、産地を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

また、定期的にインターネット上による通信販売の監視を行い、出荷制限区域内の野生きのこが販売されていないことを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限区域以外から産出される野生きのこについては、当該市町村の直売所、県内の卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

また、当該野生きのこに産地の市町村名を表示するよう出荷者及び直売所等に周知徹底する。

これら取組が確実に行われるよう、これらの流通拠点の巡回指導を行う。

平成24年10月10日

群馬県

野生鳥獣（イノシシ）の管理の考え方

1 出荷制限

本県では、出荷、流通のため稼働しているイノシシの解体処理施設はない。また、これまでも県内全域の野生鳥獣について放射性物質モニタリング調査を実施し、その都度検査結果を公表している。

基準値を超えた結果が出た場合、市町村や狩猟関係団体を通じて有害鳥獣対策関係者、狩猟関係者等に対し、当該地区において捕獲された野生鳥獣の自家消費や出荷の自粛及び慎重な対応を呼びかけている。

今後も、検査結果の県ホームページへの掲載や報道機関等への情報提供により、一般県民に対しても周知していく。

2 放射性物質検査

現在、イノシシの生息地域において捕獲が行われた場合に検査を実施しているが、今後も計画的に放射性物質の検査を継続していく。